

意見検討結果一覧表

（案名： 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）に係るパブリック・コメント ）

| 番号 | 意 見                                                                                                    | 類似意見数(件) | 検討結果(県の考え方)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 決定への反映状況 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1  | 残額の13億円をもっと有効に使ってから、色々な被害が出ているところや整備が必要なところに利用していただきたい。                                                |          | 従来の取組に加え、森林・林業に関する情勢の変化等を踏まえ、令和8年度から新たに森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野などに用途を拡大することとしており、毎年の税込と合わせて、基金残額についても有効に活用していけるよう検討を進めていきます。                                                                                                                                                           | D(参考)    |
| 2  | 県民参加の森林づくり促進事業の事務局費について、補助対象経費の5%以内を上限とする変更したという話を伺ったのだが、1件1万円といった形でもっと分かりやすいようにしていただきたい。              |          | 県民参加の森林づくり促進事業の事務局費について、事務局費の不足について御意見をいただいていたことから、5%以内を上限とするよう拡充を図ったところ。そのため、当面は見直し後の動向を見ていきたいと思いますが、御意見は今後の検討における参考とさせていただきます。                                                                                                                                                   | D(参考)    |
| 3  | 若齢人工林の整備について、対象はこれまで県民税を使って植栽した場所のみか、ほかの事業で植栽を行った場所でも可能なのか。もし、県民税のみということであれば、その他の事業にも適用できるよう検討をお願いしたい。 |          | 県民税を活用した間伐等の森林整備については、これまで、公益上重要でありながら、十分に管理が行き届かない人工林等を対象としてきたところ。若齢人工林の整備の内容については、いただいた御意見も参考としながら、県民税事業の趣旨を踏まえ、事業の詳細について検討していきます。                                                                                                                                               | D(参考)    |
| 4  | クマ等の出没抑制を図るための緩衝帯整備の取組について、市町村も申請対象に含まれるようにしていただきたい。<br>また、含まれているのであれば、そのことが分かるように記載していただきたい。          |          | 県民参加の森林づくり促進事業において企画募集要領の見直しを行い、今年度から、私有林を対象とした市町村が行う野生動物の出没抑制を目的とした環境帯整備を対象としておりますので、積極的な活用をお願いいたします。<br>また、市町村が住民と取り組む緩衝帯整備である旨を整理して記述することとします。                                                                                                                                  | A(反映)    |
| 5  | 林野火災の焼損を受けた被害木の除去について、大船渡市のみならず、陸前高田市のケースでも対象としていただきたい。また、要件については、被害木の伐採のみできるよう制度設計していただきたい。           |          | いただいた御意見を制度設計の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                        | D(参考)    |
| 6  | 今年度から始まった緩衝帯整備の事業と、今後新たに行われる野生動物の出没抑制のための環境整備とのすみ分けを現時点で想定している内容でかまわないのでご説明いただきたい。                     |          | 今年度から県民参加の森林づくり促進事業のメニューに追加された緩衝帯整備への支援については、市町村が実施主体となり、私有林であり、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、被害発生恐れがある森林等において、見通しの確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちを対象とするものです。<br>一方で、令和8年度以降に取り組むこととしている野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備は、移動経路となり得る河川内等を対象としたもので、県土整備部等と連携して取り組むこととしており、効果的な内容となるよう検討を進めていきます。                   | F(その他)   |
| 7  | ナラ林健全化の予算について、第一四半期には上限に達している状況。今後事業が継続されるにあたり、予算配分の見直しを予定しているのかご説明いただきたい。                             |          | ナラ林健全化については、年度内の確実な事業実施のため、年度当初に要望調査を行い、地域の被害状況等を勘案しながら、予算を配分しているところです。<br>今後も地域の実情を踏まえ、効果的な森林病虫害対策について検討していきます。                                                                                                                                                                   | F(その他)   |
| 8  | 岩手県は森林が豊富なので、モリアオガエルに代表される多様な生き物たちが人の生業と相互に影響を与え合いながら生きているので、そういった視点を、県民税の概要の部分に盛り込まれるべきではないか。         |          | 森林の持つ多面的機能の中には、生物多様性の保全など、ネイチャーポジティブの実現にも寄与するものと考えられることから、素案本文のp13にその旨を盛り込んでいます。                                                                                                                                                                                                   | C(趣旨同一)  |
| 9  | 松くい虫被害、ナラ枯れ被害が岩手県のどこまで進行しているのか。地図で示していただきたい。                                                           |          | 松くい虫被害、ナラ枯れ被害発生位置図は素案本文のp15に掲載しております。また、県のホームページでも公開しておりますのでご参照ください。 <a href="https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/seibi/matsukuimushi/watch_out_for_naragare.html">https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/seibi/matsukuimushi/watch_out_for_naragare.html</a> | C(趣旨同一)  |
| 10 | 一般の人が山仕事に入門できるような講座を行いたい、具体的な支援があるのか。また、その際のフィールドを行政が紹介や提供してくれるような仕組みがあると助かる。                          |          | 県民参加の森林づくり促進事業において森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動に対し支援を行っているため、活用を御検討ください。フィールドについては、講座を行う主体が、森林所有者の同意を取り、確保するものとなりますが、御提案のあった仕組みについては、今後の参考とさせていただきます。                                                                                                                                      | D(参考)    |
| 11 | 危険木の除去等で出た木材を、回収し、利用できる仕組みがあるといいと感じた。                                                                  |          | 枯死木除去等は、公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いものを伐倒、枝払い等を行い、二次被害を防止する目的で行うものです。伐倒した木の利用については、有償・無償を含めて森林所有者の意向によるので、個別事案の対応となりますが、いただいた御提案については、今後の参考とさせていただきます。                                                                                                                        | D(参考)    |
| 12 | 野生動物の生活圏への侵入防止の環境整備は、どこかに委託してやってもらう制度なのか。それとも、県の方でやられるのか。                                              |          | 令和8年度以降に取り組むこととしている野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備は、移動経路となり得る河川内等を対象としたもので、県土整備部等と連携して取り組むこととしており、効果的な内容となるよう検討を進めていきます。                                                                                                                                                                  | F(その他)   |
| 13 | 漆を植えているが、忌避剤をかけていても半分ほどシカ被害を受けてしまうので、電気柵を設置できるような制度はないのか。                                              |          | 森林において、植栽等と一体的に実施する鳥獣害防止施設等整備としてシカ柵等を整備する事業がありますので、要件等の詳細については、最寄りの広域振興局、農林振興センター等にご相談ください。                                                                                                                                                                                        | F(その他)   |
| 14 | 岩手県としては森林づくり県民税と、森林環境譲与税の使い道の方針はどう違うのかご説明をいただきたい。                                                      | 1        | 森林づくり県民税と森林環境譲与税の使途については、これまでもすみ分けをして活用してきているところです。森林づくり県民税は、「森林環境の保全」を、譲与税は「森林の適切な経営管理」を行うことを目的としており、素案本文p18にその考え方を整理し、それぞれの税の対象とする取組の考え方の違いを記載しています。                                                                                                                             | F(その他)   |

意見検討結果一覧表

（案名： 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）に係るパブリック・コメント ）

| 番号 | 意 見                                                                                                                                                                                                                       | 類似意見数(件) | 検討結果(県の考え方)                                                                                                                                              | 決定への<br>反映状況 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 15 | 若齢人工林の整備とは除間伐ということなのか。林地残材の流出防止を図るとの記述があるので、例えば、切り捨て間伐するような若齢林でも林外搬出するようなことなのか。                                                                                                                                           |          | 若齢人工林の整備は、つる切、不用木の除去、不良木の淘汰を行うことで検討を進めていますが、このうち林地残材の流出を防止する措置が必要なものについては、林内集積を行うことができるよう検討を進めています。                                                      | F(その他)       |
| 16 | 野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備のところに、樹木の伐採・藪の刈払いとあるが、樹木の中に竹林は入るのか                                                                                                                                                                  |          | 具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。一般的には、農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある竹を除いた竹林は森林に含まれます。                                                | F(その他)       |
| 17 | 森林公園・自然公園等の環境整備において、植栽木の成長を適切に促す維持管理とあるが、具体的にはどういうことなのか。また、木歩道の修繕・整備等とあるが、登山道に近い木道は含まれるのか                                                                                                                                 |          | 植栽木の成長を適切に促す維持管理は、下刈りやつる切りを想定している。森林公園・自然公園等の環境整備に係る具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。                                                          | D(参考)        |
| 18 | 野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備のところに、河川内とあるが、県管理の河川なのか、市町村管理河川なのかどういったものを想定しているのか教えてください。                                                                                                                                          |          | 具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。                                                                                                              | D(参考)        |
| 19 | 新しいメニューで若齢林整備の取組がありますが、混交林誘導伐とかもう20年間そろそろ迎える中で、高齢林も増えてきたので、林齢についてあまり縛りを設けないでいただきたい。                                                                                                                                       |          | 若齢人工林の整備については、これまでの県民税事業の取組の評価を踏まえ、新たな手遅れ林分の発生を未然に防ぐことを目的として実施する予定としており、いただいた御意見も参考としながら、県民税事業の趣旨を踏まえ、事業の詳細を検討していきます。                                    | D(参考)        |
| 20 | 若齢林の整備について、つる切りの他に、枝打ちを補助対象に含めていただきたい。                                                                                                                                                                                    |          | 若齢人工林の整備は、公益上重要な森林について、つる切、不用木の除去、不良木の淘汰、林地残材の流出防止措置を行うことで検討を進めています。<br>枝打ちについては、木材としての品質向上など経済性を高める作業でもあり、いただいた御意見も参考としながら、県民税事業の趣旨を踏まえ、事業の詳細を検討していきます。 | D(参考)        |
| 21 | 森林公園の機能強化について非常良い活動です。引き続きよろしくお願いします。千貫石公園森の学び舎は、子育てする身として、とても助かっています。未来を担う子供たちのためにありがとうございます。                                                                                                                            |          | 引き続き、広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化に取り組みたいと考えております。                                                                                    | C(趣旨同一)      |
| 22 | 森林公園における危険木の除去ですが、水沢の大師山森林公園が松くい虫被害がひどく、危険木を除去するとしたら、皆伐に近いと思うのですが、今までのメニューの危険木除去は数本レベルの感じですが、新規の取組では、やるのであれば広い範囲で出来るように進めていただきたい。                                                                                         |          | 具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。                                                                                                              | D(参考)        |
| 23 | アカマツ林広葉樹林化については、予算が県北優先だと思いますが、県南にも予算をお願いします。                                                                                                                                                                             |          | アカマツ林広葉樹林化については、年度内の確実な事業実施のため、年度当初に要望調査を行い、地域の被害状況等を勘案しながら、予算を配分しているところです。<br>今後も地域の実情を踏まえ、効果的な森林病虫害対策について検討していきます。                                     | D(参考)        |
| 24 | 野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備について、農用地に関係するような場所でも実施できるのかどうか。農地サイドの方との調整は進められているのか、お伺いしたい。                                                                                                                                        |          | 基本的には、森林の公益的機能を維持・増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐという森林づくり県民税の趣旨に沿い、森林を中心とした対策になるものと考えます。具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。                                  | F(その他)       |
| 25 | クマの移動経路となりうる市町村有林等の公有林がある場合、市町村有林であっても事業がやれるようにしていただきたい。                                                                                                                                                                  |          | 具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。                                                                                                              | D(参考)        |
| 26 | 伐採跡地への植栽、下刈り、新しく取り組む若齢林の整備については、混交林誘導伐と同じく10割補助にして欲しい。                                                                                                                                                                    |          | 森林環境再生造林では、公益上重要でありながら更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈り等を支援してきたところです。森林環境再生造林及び若齢人工林の整備では、いただいた御意見も参考としながら、これまでの取組の評価を踏まえ、事業の詳細を検討していきます。                        | D(参考)        |
| 27 | 今回の素案を見ると、従来の事業の継続に加え、様々な新規事業、拡充事業が盛り込まれており、評価に値すると考える。<br>一方で、県民参加の森づくりについては、補助金交付要綱で「事業実施主体当たりの補助額の上限は全事業を通して1,000千円」という要件があることから、市町村等において継続事業を行いながら新規事業等を実施しようとする制限がかかる恐れがあり、せっかくの新規事業等が生かされない可能性がある。何らかの是正措置が必要ではないか。 |          | 県民参加の森林づくり促進事業について、より多くの県民・団体の参加を促すため、事業を実施する団体数自体が増えることを目標として掲げていること、また現時点で補助額の上限1,000千円に到達している団体が少ないことから、今後の動向を見ながら、引き続き、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。     | D(参考)        |
| 28 | 昨今の物価高騰、人件費上昇等を考慮すると、補助額の上限(1,000千円)の引き上げを検討すべきではないかと考える。                                                                                                                                                                 |          | 昨今の物価高騰や人件費上昇は承知しておりますが、現時点で補助額の上限1,000千円に到達している団体はまだ少ないことから、今後の動向を見ながら引き続き検討するため参考とさせていただきます。                                                           | D(参考)        |
| 29 | 賃金、報償費、需用費、備品購入費等において上限額又は基準額が定められているが、上記と同様に、昨今の物価高騰、人件費上昇等を考慮すると、その見直しが必要と考える。特に、需用費及び備品購入費にあっては、取得単価10,000円が基準になっている例があるが、少なくとも県における備品購入費の取扱いに準じるべきと考える。                                                               |          | 今後の検討のための参考とさせていただきます。                                                                                                                                   | D(参考)        |

意見検討結果一覧表

（案名： 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）に係るパブリック・コメント ）

| 番号 | 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 類似意見<br>件数(件) | 検討結果(県の考え方)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 決定への<br>反映状況 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 30 | 大雨時の流木被害を軽減するための危険木等の除去について、河川内における危険木の伐採・除去におきまして、どのような手続きで、申請をすればいいのか教えていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               | 具体的な事業の詳細については、今後、検討していくものです。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | F(その他)       |
| 31 | 河川内の伐採除去について、河川管理者が、申請する手続きになるのか。市町村管理の河川についても対象となるようお願いしたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               | 具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                               | D(参考)        |
| 32 | 県民税のナラ林健全化で、事業を実施しようと要望したところ、予算がないという状況でしたので、今後、被害が増えることが予想されるので、ナラ林健全化の予算を柔軟に配分できるように、ご検討いただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               | ナラ林健全化については、年度内の確実な事業実施のため、年度当初に要望調査を行い、地域の被害状況等を勘案しながら、予算を配分しているところです。<br>今後も地域の実情を踏まえ、効果的な森林病虫害対策について検討していきます。                                                                                                                                                                                                          | D(参考)        |
| 33 | 県民税による森林整備(間伐)について、森林づくり県民税の対象地は森林経営計画もしくは経営管理権集積計画が策定されていない森林である、として県では整理されている。県内では一般的に、保育間伐は県民税で、利用間伐は非公共の間伐事業(国庫)で実施されるケースが多いが、保育なのか利用なのかはそのときの林分の生育状況・地形・市況によって判断され、また、保育と利用は隣接し連続性をもって実施されるものである。一方、国の制度である森林経営計画は、造林から保育・皆伐まで、計画しうる全ての森林施業を記載する制度であり、保育間伐も利用間伐も「間伐」として記載されることになる。県の整理の仕方からすると、経営計画に盛り込んだ間伐施業をそのときの判断で保育間伐を実施する(＝県民税事業で実施する)ためには、対象地をわざわざ経営計画から除外し、変更計画の認定を受け直す必要があることになるが、これは正しいやり方なのか。 |               | 県民税による混交林誘導伐は、公益上重要でありながら十分に管理が行き届いていない森林について、本数率で概ね5割以上の強度の間伐を実施するもので、下草の繁茂、広葉樹の侵入を促し、事業実施後20年間は公益的機能の高い針広混交林の状態に誘導するものです。<br>森林経営計画又は経営管理権集積計画が策定されている森林は、間伐等の森林整備が計画されており、十分に管理が行き届いていない森林とはいえないことから、混交林誘導伐の事業対象から外しているものです。<br>保育間伐、利用間伐のいずれの間伐においても、木材生産を目的としたものについては、森林経営計画等を策定し、国庫補助事業による間伐事業を実施することとして棲み分けしております。 | F(その他)       |
| 34 | 「県民の森」の管理施設のチップボイラーについて、ボイラーのリニューアルを行ったものの、サイロの搬送装置との調整ができず、使用できない状態で放置されているとのことであった。使用できるようになるまで改修作業を行うべきではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               | チップボイラーへチップを搬送するチップサイロに不具合がありましたので、現在、チップサイロの更新に係る工事を行っているとあり、令和7年度中に完了する予定です。                                                                                                                                                                                                                                            | F(その他)       |
| 35 | 混交林誘導伐の協定期間を20年から10年へ短縮して欲しい。所有者が協定を忘れてしまっていたり、相続等で次の所有者までなかなか引き継がれていない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               | 混交林誘導伐については、事業実施後20年間は対象森林で皆伐・開発等の転用をしない等の協定に同意していることを事業実施の条件としている。これは、公益的機能の高い針葉樹と広葉樹の混交林に誘導し、森林環境を保全するために必要な期間として20年間の転用制限を森林所有者と同意のもとで協定を結んでいるものであり、相続等により対象森林の所有権等の移転があった場合においても、協定の継承を行うことが協定の内容に盛り込まれています。<br>当該事業の根幹にかかわる部分なので御理解いただきたい。                                                                           | D(参考)        |
| 36 | また、協定に違反した伐採業者への罰則を強くして欲しい。補助金返還の書類を伐採業者が書くようにしないと、金さえ払えば良いと考えている業者は多いのではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               | 管理が行き届いていない森林を針葉樹と広葉樹の混交林に誘導することにより、水源のかん養、県土の保全などの当該森林が発揮すべき公益的機能を三者が協力して保全することを目的に、協定を締結することとしており、協定に違反した場合は、事業実施者に補助金の返還を求めることができるとされております。協定が遵守されるよう、協定の承継も含めて、森林所有者への十分な説明をしていただくようお願いします。                                                                                                                           | D(参考)        |
| 37 | 森林再生造林の対象林を広葉樹の伐跡も可能として欲しい(登記簿や現況表の面積の半分は拡大造林可等)。地域によっては広葉樹が大半の森林面積を占めており、そもそも環境の森が使えない山が多いエリアがある。人工林にしてもすぐには所有者へお金として入るわけではないし、人の手が入るということは、山火事・クマ等の対策及び仕事が増えるので雇用へとつながるのではないかと思います。                                                                                                                                                                                                                         |               | 森林環境再生造林では、公益上重要でありながら更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈り等を支援してきたところであり、いただいた御意見も参考としながら、これまでの取組の評価を踏まえ、事業の詳細を検討していきます。                                                                                                                                                                                                             | D(参考)        |
| 38 | 森林再生造林の補助額を10/10へ変更して欲しい。(無理な場合は市町村の嵩上げで10/10にするよう指導して欲しい。市町村によっては森林組合しか嵩上げ補助が貰えない地域があり、不平等。そもそも、手出しありで植栽を頼む所有者はまず居ない。)                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               | 森林環境再生造林では、公益上重要でありながら更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈り等を支援してきたところであり、いただいた御意見も参考としながら、これまでの取組の評価を踏まえ、事業の詳細を検討していきます。                                                                                                                                                                                                             | D(参考)        |
| 39 | 森林再生造林で春植栽したいが、ここ数年の異常気象での猛暑・春の交付決定が遅く、植えても枯れてしまう。(今年も交付決定が遅く半分以上枯れた現場がある。)そのため、春植栽をする現場は雪解けとともに作業できるよう、基本繰越で考えて欲しい。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               | 森林環境再生造林では、公益上重要でありながら更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈り等を支援してきたところであり、いただいた御意見も参考としながら、これまでの取組の評価を踏まえ、事業の詳細を検討していきます。                                                                                                                                                                                                             | D(参考)        |
| 40 | 食害での対策メニューを増やして欲しい。(改植等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               | 森林環境再生造林では、これまで公益上重要でありながら更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈りのほか、植栽木の食害防止柵や忌避剤散布を支援してきたところであり、いただいた御意見も参考としながら、これまでの取組の評価を踏まえ、事業の詳細を検討していきます。                                                                                                                                                                                       | D(参考)        |
| 41 | 環境の森(混交林誘導伐)の申請の際に、5条森林外の施工地も対象にならないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               | 混交林誘導伐は、森林の公益的機能を維持・増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐという森林づくり県民税の趣旨に沿い、公益林であること、又は、公益林となることが見込まれる森林であることを採択基準の一つとしています。<br>また、公益林とは、地域森林計画対象民有林(いわゆる5条森林)のうち、公益的機能別施業森林の区域として定められている森林を指しています。<br>この、いわゆる5条森林に含まれない森林については、市町村長への申し入れにより公益林となることが見込まれる場合において、事業対象森林の要件の一つを満たすことが可能となります。                                                | F(その他)       |

意見検討結果一覧表

（案名： 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）に係るパブリック・コメント ）

| 番号 | 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                             | 類似意見<br>件数(件) | 検討結果(県の考え方)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 決定への<br>反映状況 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 42 | 過去に環境の森(混交林誘導伐)事業で実施した施工地で再度事業を実施することはできないか。(森林所有者から間伐の手直しをして欲しいと申し出があったため。)                                                                                                                                                                                                    |               | 混交林誘導伐は、事業実施後20年間は公益的機能の高い針広混交林の状態に誘導するものとして実施しており、過去に実施した施工地においては、再度事業実施することは想定しておりません。<br>20年の協定期間終了後、追加で森林整備が必要と判断される場合は、国庫補助事業等を活用した事業実施を御検討ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | F(その他)       |
| 43 | 2025年に入って昨年までと明らかに異なる状況が出てきている。ひとつには、奇妙な形で不自然に枯死する木が目立ち始めている事。これは、2025年の異常高温が関係していると思われる。もうひとつは、乱伐と太陽光パネル用地への転売が極度に増えてきている事。これは、行政が把握するより先に岩手県内の経済状況の悪化が深刻化している事を示していると考えられる。この状況下で、すべてを県民税で解決できるとする発想には疑問をおぼえる。ここは、気候危機と経済悪化の現状を再度調査した上で、県民税よりも県職員の人件費を予算に回すといった身を切る施策が必要と考える。 |               | 今後の検討のための参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | D(参考)        |
| 44 | 5年間でどのような事業を行うかは分かりましたが、各事業への税収充当額と目標値が分かりませんでした。お示しいただきたいです。                                                                                                                                                                                                                   |               | それぞれの取組の詳細や予算額については、令和8年度当初予算要求に向けて、今後検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | F(その他)       |
| 45 | 継続が必要な財政的な理由が分かりませんでした。国庫支出金や一般財源の活用によって、ご提案された事業は実施できないのでしょうか。継続のご提案ですので、県財政の状況を併せてお示しいただきたいです。                                                                                                                                                                                |               | 森林・林業の情勢を見ると、若齢の整備手遅れ林分が多数発生しているほか、大規模な林野火災の発生、野生動物の生活圏への出没増加、大雨時における流木被害の増加など、新たな課題への対応が必要になっており、既存事業に加えて県民税の使途を拡大して対応していく必要があると考えています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | F(その他)       |
| 46 | R4年9月に示された「持続可能で希望ある岩手を実現するための 行財政改革に関する報告書」では、「超過課税のあり方について、森林環境保全分野に限定せず、本県の重要課題である「医療提供体制の確保」のための施策や、子育てや教育など安心・安全な基盤を構築するための「人への投資」への拡大も積極的に検討すべきである」(p.72)とされてた点について、今回の素案では、どのように検討されたのか、分かりませんでしたので、検討結果や上記に対するご見解等をお示しいただきたいです。                                         |               | いわての森林づくり県民税は、「いわての森林づくり県民税条例」に基づき、県民税の超過課税を実施した財源を活用し、取組を行っています。今回の素案は、「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」から、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、引き続き、環境重視の森林づくりの取組と県民理解の醸成の取組を進めることが必要、森林や森林施策が県民生活に直接関わる分野などに使途を拡大し、施策の充実を図ることが必要との提言を踏まえて検討を重ねてきたものです。<br>なお、森林環境保全分野を超えた使途への活用については、別途、目的と手段、受益と負担の関係等、様々な論点を考慮しながら、そのあり方について検討が必要と認識しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | F(その他)       |
| 47 | 15年以上継続されている超過課税ですが、新たな課題が提起されることで、終了する道筋が見えませんでした。県としては、今後、この超過課税を終了するようなお考えをお持ちなのでしょうか。                                                                                                                                                                                       |               | 「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」から、県民の意向を踏まえ、現行と同じ課税負担額、課税期間とすることが重要との提言を踏まえ、まずは、令和12年度までの延長に向けて検討を重ねてきたものです。令和13年度以降の取組については、第5期に入ってから、県民の皆様を始め、事業評価委員会や県議会の御意見などを伺いながら、改めて検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | F(その他)       |
| 48 | 基金残高が一定程度生じたということは、必要額以上の課税額の設定であった、ということになるのでしょうか。基金残高を減らすために無理に森林に使うことを考えるより、他地域と同程度に減額することも検討すべきではないでしょうか。                                                                                                                                                                   |               | 基金残高が生じた要因については、平成18年度の事業開始から実施してきている混交林誘導伐について、近年、国産材の需要の高まりによる主伐等の素材生産等の増加による労務不足に加え、整備する森林が奥地化していること、また、1施工地当たりの面積が減少傾向にあり、面的な施工地の確保が難しくなっていることから、事業が計画どおりに執行されず残額が生じているものと認識しています。<br>「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」から、県民の意向を踏まえ、現行と同じ課税負担額、課税期間とすることが重要との提言を踏まえて検討を重ねてきたものであり、令和13年度以降の県民税の在り方については、第5期に入ってから、県民の皆様を始め、事業評価委員会や県議会の御意見などを伺いながら、改めて検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | F(その他)       |
| 49 | 県民税超過課税以外でも森林に対する財政支出を行っていると思われます。全体でどの程度の実績があり、うち、県民税超過課税や森林環境譲与税の成果としてどの程度あるか、分かりやすい形でお示しいただいたうえで、課税期間延長についてご提案いただきたいです。                                                                                                                                                      |               | 「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」から、県民の意向を踏まえ、現行と同じ課税負担額、課税期間とすることが重要との提言を踏まえ、まずは、令和12年度までの延長に向けて検討を重ねてきたものです。<br>なお、森林に対する財政支出の実績や成果については、HPいわての森林・林業概要( <a href="https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/1035460.html">https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/1035460.html</a> )、いわての森林づくり県民税事業評価委員会資料( <a href="https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/shinrinzei/1008303.html">https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/shinrinzei/1008303.html</a> )森林環境譲与税の使途の公表( <a href="https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/1034431.html">https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/1034431.html</a> )を御確認ください。 | F(その他)       |
| 50 | 本件と直接関係しませんが、県のHPを見ても、年度ごとの実績が明示的に示されておらず、県民としては成果が分かりづらいので改善していただきたいです。                                                                                                                                                                                                        |               | いわての森林づくり県民税の実績については、いわての森林づくり県民税事業評価委員会資料( <a href="https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/shinrinzei/1008303.html">https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/shinrinzei/1008303.html</a> )を御確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | F(その他)       |
| 51 | 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）に、新たに若齢林の整備等について盛り込まれているが、混交林誘導伐と同等の補助率と運用ができるよう検討すること。                                                                                                                                                                                               |               | 若齢人工林の整備の内容については、いただいた御意見も参考としながら、県民税事業の趣旨を踏まえ、事業の詳細について検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | D(参考)        |
| 52 | 住宅等への倒木被害が想定される林野火災を要因とする被害木の除去について、これまで気象被害に限定していたものを拡充して対応する旨が素案に盛り込まれたが、ぜひ進めていただきたい。また、林野火災は従来の気象被害等に含まれていなかったものを今回新たに対象としていくことが分かるよう用語を整理いただきたい。                                                                                                                            |               | 今回の素案では、気象被害等を受けた森林の整備の取組に、林野火災の焼損を受け、個人では復旧が困難な森林を新たに対象に加え、内容の拡充を図りながら継続していこうとするものです。具体的な事業の詳細については、今後、いただいた御意見も参考としながら検討していきます。<br>用語については誤解の無いよう整理することとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | A(反映)        |
| 53 | 森林所有者のニーズに応え、森林環境再生造林に重点をおいて取り組んできているところ。引き続き、森林環境再生造林の取組を継続していただきたい。                                                                                                                                                                                                           |               | 森林環境再生造林では、公益上重要でありながら更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈り等を支援してきたところです。今回の素案では、林野火災跡地の森林再生に向け、植栽や保育などを支援することを新たにに加え、内容の拡充を図りながら継続していこうとするものです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | C(趣旨同一)      |